

## 学校法人湘南ふれあい学園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人湘南ふれあい学園（以下「学園」という。）の役員等の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において報酬とは、学園寄附行為第59条に規定する役員及び評議員としての役務に対する給与とする。

2 報酬には、実費として支給される旅費等の手当は含まないものとする。

### (報酬の金額)

第3条 役員 の理事会出席、評議員の評議員会出席、その他当学校法人業務に対する報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 300,000円／月
- (2) 理事（常勤） 30,000円／月
- (3) 理事（非常勤） 10,000円／日
- (4) 監事（常勤） 30,000円／月
- (5) 監事（非常勤） 10,000円／日
- (6) 評議員（常勤及び非常勤） 10,000円／日

### (報酬の支払い)

第4条 報酬の支払いは、学校法人湘南ふれあい学園教職員給与規程に定める方法により行うものとする。

### (交通費の支給)

第5条 非常勤役員が理事会等に、評議員が評議員会等に出席した場合は、交通費として1回につき3,000円を支給する。

- 2 遠隔地から出席する者には、実費を支給する。
- 3 常勤評議員が出席した場合は、その実費を支給する。
- 4 いずれも、Webによる出席の場合は、交通費の支給はしない。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会の議決によって行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。